



令和3年度 市・県民税申告納税相談のお知らせ

○医療費控除の申告をされる方は、「**医療費控除の明細書**」の添付が必要です。

※「医療費控除の明細書」がない場合は医療費控除の適用ができませんので、事前にご記入をお願いします（領収書のみ添付では、医療費控除は適用できません。）

○新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、次のとおりご協力をお願いします。

- マスクの着用、入口で手指の消毒をお願いします。
- 発熱や風邪症状がある場合は、来場をご遠慮ください。
会場での検温時に **37.5 度以上の発熱が認められる場合等は、原則として入場をお断りさせていただきます。**

市・県民税の申告書につきましては、郵送での提出も受け付けています。詳細は市ホームページをご覧ください。

(1) 市・県民税の申告が必要な場合

- ① 小売業やサービス業、農業などの事業を営んでいる場合
- ② 建物や土地などの貸付けによる収入（賃料）がある場合
- ③ 2か所以上から給与の支払を受けている場合
(年末調整をしなかった給与の収入金額と給与所得以外の各種所得金額との合計額が20万円以下の場合、確定申告は不要ですが市・県民税の申告は必要です。)
- ④ 給与所得以外に各種所得があった場合
(給与所得以外の所得が20万円以下の場合、所得税の申告は不要ですが、市・県民税の申告は必要です。)
- ⑤ 日払いによる給与収入で源泉徴収票がない場合
- ⑥ 所得控除や税額控除を追加する場合
例：社会保険料控除（窓口払いまたは口座引落（年金天引き以外）で納付した社会保険料を控除に追加するためには申告が必要です。）、寡婦・ひとり親控除、障害者控除、配偶者（特別）控除、医療費控除、寄附金控除など
(参考) 社会保険料とは、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料など
- ⑦ 上場株式等の配当所得等について、所得税と異なる課税方法を選択する場合
(納税通知書が送達される日までに、所得税とは異なる課税方式を選択することを明記した市・県民税の申告書を提出する必要があります。年間取引報告書等の写しも提出してください。)

※ 所得が全く無かった方でも、所得（課税）証明が必要な場合や、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育料等の各種軽減措置を受けるためには、市・県民税の申告をしておく必要があります。

市・県民税の申告とは

令和4年1月1日現在、さぬき市に住所がある方で次の「申告が必要な場合」に該当するときは、令和3年中（令和3年1月1日から令和3年12月31日まで）の所得の申告が必要です。

所得の申告は、地方税法や市税条例の規定により、**毎年3月15日までに申告しなければなりません。**

所得税が非課税の場合や、公的年金の収入額が400万円以下などの理由で、所得税の確定申告の必要が無い方でも、市・県民税は課税になる場合があります。その場合は、市・県民税の申告で**各種控除を申告することにより、市・県民税が非課税もしくは、減額になる場合があります。**

(2) 市・県民税の申告が不要な場合

- ① 前年分の所得税の確定申告をした場合（税務署へ確定申告書を提出した場合）
- ② 前年中の所得が給与所得のみで、勤務先で年末調整をしている場合
- ③ 前年中の所得が公的年金等に係る所得のみで、年金支払者に対して全ての所得控除を申告している場合

